

令和 4 年第 2 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年2月24日(木) 午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第5号	農用地利用配分計画案に係る意見聴取について	1件
議第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
報第4号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第5号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	欠席
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	

15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和 4 年第 2 回農業委員会総会を開会する。本日は、17 名中 16 名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、9 番 河地友次 委員、10 番 鈴木隆 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見聴取について」を上程する。議第 5 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に従い、農用地利用配分計画案を作成するにあたり当委員会に意見を求められたもの。移転する利用権は賃貸借権で、賃借人を甘原ええのおからもじみかえで研究所に移転するもの。対象の土地は 2 筆あり、1 筆目、賃貸人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番の■■、■■■■■■。土地は甘原町四反田■■■■番■■、畑、1,188 m²。2 筆目、賃貸人、■■■■市■■■町■■■番地、■■■■■■。土地は甘原町四反田■■■■番■■、畑、495 m²。計画期間は公告の日から令和 8 年 9 月 29 日までで、公告の日は令和 4 年 5 月 1 日を予定している。計画期間最終の令和 8 年 9 月 29 日は、現在の計画の残存期間末日となる。1 筆目の賃料は年間 5,346 円、2 筆目の賃料は年間 2,228 円で 10a あたり 4,500 円を基準に計算したもの。実際のところ、平成 30 年頃からもみじかえで研究所がこれらの土地を利用しており、申請漏れが発覚したため、今回申請をされたというもの。

議長 議第 5 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

9 番 権利移転について特に問題はない。

議長 この場所は、昨年農業委員会が視察研修に行った場所より少し南側になる。他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 5 号について採決を行う。議第 5 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 5 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 6 号について事務局より説明願う。

事務局 4 件。いずれも借人は同じである。なお、総会の開催案内時は 5 件としていたが、1 件は相続未完了が発覚したため今回は保留している。

申請番号 1 使用貸借権、使用貸人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。使用借人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。土地は笠原町反田■■■■番、田、300 m²。

申請番号 2 使用貸借権、使用貸人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。使用借人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。土地は笠原町反田■■■■番、田、723 m²。

申請番号 3 使用貸借権、使用貸人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。使用借人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。土地は笠原町反田■■■■番■、田、761 m²。

申請番号 4 使用貸借権、使用貸人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。使用借人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。土地は笠原町割田■■■■番■、田、700 m²。

合計で 2,484 m²。申請事由については、作業受託から利用権設定への移行となっているが、■■さんは以前から笠原町地内の各地で農地法等の正式な手続きが無いまま営農されている。近い将来法人化も視野に入れておられ、正式な手続きが必要ということで農地法 3 条の手続

きを行うこととなった。今回の申請は三千盛の酒米を栽培している場所を申請された。許可申請書を見ていただくと、作付け作物は稲となっているが、酒米で品種は雄町という山田錦の品種改良前のものとのこと。農機具はトラクター4台、脱穀機3台、稲刈機3台、田植機が乗用1台、手押し3台、耕運機6台、管理機10台、溝切3台の機械を所有されている。農作業経験は23年、農作業従事日数は年間300日。臨時の手伝いが5人。

議長 議第6号について、地元委員から意見があれば発言願う。

2番 現地を見てきた。前向きに農業をやられている。申請されている農地以外にもいろいろな土地で作業をやられているので、他の場所も申請の指導が必要。

議長 他に発言はないか。

7番 ■■さんは直売所の会員にもなられている。個人にしては多くの農業機械を所有されている。

議長 ■■さんは無農薬農法に関心を持っておられ、20年ほど前に農林事務所の会議で無農薬の大切さについて熱弁を振るわれていたことを記憶している。熱心にやってみえて無農薬農法に関心のある人たちが手伝っている。ここ以外にも耕作場所があり、それぞれに農業機械を置いているので台数が多い。事務局の支援を受け、今後第2、第3の申請がある予定。休耕田が増えないためにもサポートが必要。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第6号について採決を行う。議第6号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第6号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程する。報第4号について事務局より説明願う。

事務局 1件。

申請番号1 申請人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。申請地は池田町7丁目■■番、畑、現況宅地、102 m²。既に家が建っており、昭和40年頃に建築されたもの。今回発覚して届出された。始末書提出。

議長 報第4号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

15番 現地を見てきた。対象は写真の柿木の奥の家である。

7番 こういうのはどこから発覚するのか。

事務局 今回は本人の申請である。

7番 固定資産税は畑のままなのか。

事務局 現況が宅地になっているので宅地課税である。

7番 今回のように登記上農地になっていて宅地になっている土地への市の指導はないのか。

議長 税務課が把握したら本来は指導すべきである。

7番 私は畑のところが逆に宅地として登記されたことがある。法務局に相談したところ農地に戻すのは可能だが、法務局が調べに行くのでその際は必ず農地として作物を作っている必要があるとのこと。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので報第4号を終了する。次に報第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第5号について事務局より説明願う。

事務局 5件。

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■丁目■-■■■、■■■■■。土地は2筆。1筆目。喜多町5丁目■■■■番■、畑、165㎡。2筆目。同町5丁目■■■■番、畑、80㎡。2筆合計245㎡。転用目的は一般個人住宅。先月の総会で■■■■さんから■■■■■さんへ所有権移転があったが、今回はその逆。■■■■■さんは■■■■■さんのお子さん。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■。譲受人、多治見市若松町1丁目11番地、株式会社タクミコーポレーション。土地は2筆。1筆目。坂上町9丁目■■■番、畑、284㎡。2筆目。同町9丁目■■■番■、畑、現況雑種地、251㎡。2筆合計535㎡。転用目的は住宅用地分譲。ここに3区画作られる。昨年10月の総会で報告したが■■■番の土地はアパートの駐車場を作るということで5条届が出ていた。

申請番号3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■。譲受人、春日井市花長町2丁目8-3、有限会社ナカケイ。土地は大原町11丁目■■■番、田、1,262㎡。転用目的は資材置場。地図を見ると当該地の東隣に田が2枚あるが、ここに分譲住宅の開発予定があり、その開発にあたっての協力地ということで資材置場にされる。

申請番号4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■丁目■■■■番地の■■■、■■■■■他1名。土地は2筆。1筆目。笠原町中原■■■■番■■■、田、現況雑種地、641㎡。2筆目。同町中原■■■■番■■■、田、現況畑、347㎡。2筆合計988㎡。転用目的は一般個人住宅。かなり広い土地だが1軒の家を建てられるとのこと。過去には■■■■番■■■の土地に資材置場、■■■■番■■■の土地に倉庫の転用許可届が出ている。

申請番号5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■■■。譲受人、多治見市太平町6丁目63番地の1、株式会社プラネット。土地は2筆。1筆目。喜多町3丁目■■■番、畑、現況宅地、89㎡。2筆目。同町3丁目■■■番■、畑、現況宅地、42㎡。2筆合計131㎡。転用目的は住宅敷地及び駐車場。この会社の代表取締役が■■■さんであり、個人から法人に名義を変えることになる。地図の通り■■■

番の土地は住宅の中を貫いている長細い部分で、■■番■の土地は駐車場になっている。始末書をもっているが、昭和34年頃からこのような状態になっていたとのこと。

議長 報第5号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第5号を終了する。その他議題以外に意見があれば、挙手を願う。

(発言なし)

議長 発言がないので事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 大針地区で行った遊休農地の草刈り依頼活動について、岐阜県農業会議の令和3年度1農業委員会1事例づくりの事例として報告をさせていただく。

7番 配布資料にある消費税のインボイス制度について。仕組みを農業委員が理解しておかないと、農業者に説明ができない。

事務局 今回のように適宜情報提供を行うとともに、必要に応じて説明会の開催も検討する。

事務局 次回の総会開催日は、3月23日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 2時 50分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 2 月 24 日

議事録署名

9 番

10 番

議長